

●指定訪問介護

<サービス利用料金> (契約書第4条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。介護保険からの給付サービスを利用する場合は負担階層により基本料金の1割または2割です。

①基本料金

◆身体介護

20分未満	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増す毎 に)
1,650円	2,450円	3,880円	5,640円	800円を追加

◆生活介護

20分～45分未満	45分以上
1,830円	2,250円

◆身体介護に引き続き生活介護を行う場合

20分～45分未満	45分～70分未満	70分以上
670円	1,340円	2,010円

②加算料金

加算項目	加算内容
特別地域加算	厚生労働省が定める地域に所在する事業所として基本料金の100分の15相当を加算。
緊急時訪問介護加算	契約者またはご契約者の家族からの要請を受けて、居宅サービス計画（ケアプラン）にない訪問介護（身体介護）を、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等がケアマネージャーの承諾を得て行った場合に100単位加算。
特定事業所加算Ⅱ	体制要件（計画的に研修、会議を開催すること等）と人材要件（サービス提供責任者は5年以上の経験を有する介護福祉士を配置し、ヘルパー全体でも30%以上の介護福祉士を配置）を満たしていることから基本料金の100分の10相当を加算。
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回に属する月に訪問介護を行った場合、もしくは同行した場合は、1月につき200単位加算。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善を図るため、適切な措置を講じている場合に、介護保険料その他の加算を含めた料金の1000分の86相当を加算

○「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

○上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

●介護予防訪問介護

<サービス利用料金> (契約書第8条参照)

☆ 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆ 契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

①基本料金 下段()は2割負担の場合

支給区分	I (概ね週1回)	II (概ね週2回)	III (概ね週3回以上)
1 利用料金	11,680 円	23,350 円	37,040 円
2 うち、介護保険から給付される額	10,512 円 (9,344 円)	21,015 円 (18,680 円)	33,336 円 (29,632 円)
3 サービス利用にかかる自己負担額(1-2)	1,168 円 (2,336 円)	2,335 円 (4,670 円)	3,704 円 (7,408 円)

②加算料金

加算項目	加算内容
特別地域加算	厚生労働省が定める地域に所在する事業所として基本料金の100分の15相当を加算。
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回に属する月に訪問介護を行った場合、もしくは同行した場合は、1月につき200単位加算。
介護職員処遇改善加算I	介護職員の処遇改善を図るため、適切な措置を講じている場合に、介護保険料その他の加算を含めた料金の1000分137相当を加算

☆月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額

です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

●介護予防・生活支援サービス事業利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービス(みなし)Ⅰ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者(事業対象者・要支援1)	11,680円/月	1,168円	2,336円
訪問型サービス(みなし)Ⅱ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者(事業対象者・要支援1)	23,350円/月	2,335円	4,670円
訪問型サービス(みなし)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者(要支援2)	37,040円/月	3,704円	7,408円

上記の基本利用料が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
特別地域加算	厚生労働省が定める地域に所在する事業所として基本料金の100分の15相当を加算。			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合に対象。介護保険料その他の加算を含めた料金の1000分の137相当を加算。			

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。